

税制調査会（第22回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成27年10月 1 日（木）16時35分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○記者

今日、実像把握後の最初の具体的な税の意見交換ということですが、まず具体的に今日の議論を伺えればと思います。

○中里会長

これまで実像セッションを9回行って、そこでの議論を踏まえて今回から個人所得課税や資産課税といった個別税目や税制の具体的な議論に入っていたということです。個人所得課税については昨年秋に第1次レポートを出しましたし、実像セッションにおいても様々な視点が出てきましたが、その第1次レポートや実像セッションで提示された様々な視点から検討を進めていくには、所得税の構造について総合的かつ一体的に議論する必要があるということで、基本的なファクトファインディングから議論を積み重ねていく必要があることが確認できたということでしょうか。

そこで、個人所得課税セッションの1回目である本日は、我が国の所得税のこれまでの歴史を振り返り、主要諸外国の所得税の構造との比較を行うことによって日本の所得税の構造の特殊性、特質を把握して、今後の検討課題の洗い出しを行ったわけですが、今日の議論の中で所得再分配機能の回復の観点はかなり強く出てきたと思います。それについて今日の事務局報告の資料等から諸外国で採用されているゼロ税率、税額控除などの制度も参考にしながら、所得控除、人的控除と比べながら議論していくべきだという議論が強く出たのではないかと思います。

所得再分配機能の回復や家族のセーフティーネット機能の再構築の観点からは、働き方が多様化している中で、従来の所得の種類ごとの配慮のまま、給与所得がこのようになっていて、事業所得はこのようになっていて、そのような配慮が良いか。あるいは所得を全部、各種所得を合わせた後で基礎控除や配偶者控除などそのような人的控除の段階で配慮していくのが良いのか。これについての検討が必要なのではないかと思います。要するに個々人の状況を配慮する段階が各種所得の計算のところなのか、それとも各種所得が出た後の所得控除の段階なのか、どちらで配慮したら良いかということについても考えていかなければいけないのではないかと思います。

次回は本日の議論においても議論の多かった所得再分配機能の回復という視点を念頭に置きつつ、税率構造や控除のあり方についてさらに議論を行っていきたいと思っています。

以上が振り返ったところです。

○記者

今日、ゼロ税率という考え方も紹介されましたが、会長のお考えをお聞きしたいのですが、今日の財務省の資料の効果のイメージというところでは、税額控除と実質的な効果は余り大きく変わらないようなイメージで描かれています。税額控除と違って、ゼロ税率になるとそもそも税がかからない人たちも出てくるようになると思いますが、その辺りをどのようにお考えになるのか、会長の考えをお聞きできればと思います。

○中里会長

ゼロ税率というものはそのような意味ではなくて、耳慣れないものなので感覚的には難しいのですが、言っていることは、単に、一定の所得までは所得税をかけませんということです。その結果、税がかからない人も出てくるわけです。しかし、そこが目的ではなくて、基礎控除38万円を置きますというと38万円は税金がかからないのと同じように、ゼロ税率では、38万円までは税率ゼロで計算して、その上の段階の税率に移るといったものです。また詳しく次回御説明申し上げますが、税額控除と同じように、所得の多寡による税額減少のメリットの差がなくなり、良くできている考え方であると思います。税額控除的な利点もありながら、しかし、所得控除的な点もあるという感じなのです。これもまた、そればかりが良いとも限りませんから、詳しく御説明しながら見ていくということで事務局の方にそのように依頼を出してありますから、次回に説明があると思います。

○記者

税額控除と比べるとゼロ税率で、会長の現時点でのお考えをもし聞ければと思います。

○中里会長

今日も議論が出ていましたが、人的控除では、要するに一定の所得は、例えば基礎控除は生活に絶対必要であるから、この金額38万円については所得税をかけたはいけないという説明です。それが人的控除のサポーターの説明で、法律家は割とそのような考え方ですが、他方、経済学者の方は同じ38万円でも、高い税率の人と低い税率の人では効果が違うではないか、それは良くないという発想です。これはどちらが正しいという話ではありません。38万円までは税金をかけたはいけないということであれば、それはもうなかったものとして所得税を考えていくという議論をとれば、経済学者の方のような高い税率の人だからメリットが大きいというものはいけないということにはならないはずですが、しかし、そうは言っても、経済学者の方のおっしゃっていることも、これはこれなりにそのような気持ちは誰でもありますから、二項対立と言いますか、その二つの間の全面的な対立になってしまうと意味がないわけです。どちらも一定の所得は課税を軽くしましょう、あるいは課税を無しにしましょうということを考えているわけです。それで、他方で累進構造を確保したいということです。

そのように考えると、良い調整の方法は、その二つの方式だけにこだわるのではな

くて、ほかにも様々な方法があるのではないかといいところ、先ほどのゼロ税率の案や、消失控除の案など、様々出てきていて、そちらの幾つかの方法を全部並べてみて、利害得失を様々考えてみた上で将来の方向を考えると冷めた態度が必要なのではないかと思っていますから、今の段階ではどれが良いかは分かりません。

また、例えば今の基礎控除、配偶者控除あるいはその他様々な所得控除がありますが、その全部を同じ方式に置きかえる必要があるかと言うと、そうでは無いという意見もあるかもしれません。小幡特別委員が今日おっしゃっていましたが、基礎控除についてはこの方法で、扶養控除についてはこの方法でというように、控除の種類ごとに調整の仕方を変える方法もあるかもしれませんし、それは今後議論を煮詰めて、よく考えていこうということです。したがって、今は、まず様々な方法があるということ全体として全員で認識を共有したいということです。私がどれが良いなどと今はとてもそのような段階ではないです。

○記者

税額控除と所得控除のところですが、過去の沿革のところでは政策的なものは税額控除の方がふさわしいのではないかといいことで見直されたこともあったと思いますが、今後、骨太の方針でも示されているように若い世代に光をということなどを考えると、かなり政策的な色合いが強いと思うのですが、そのような観点でこの税額控除という位置付けやはり政策的なものを充てるもの、所得控除というものはあくまでも基礎的なものを充てるものという考え方は今でも変わらないのでしょうか。

○中里会長

必ずしもそうは考えていません。そのような考え方もあると思いますが、そのようではない考え方、要するに税額控除も消失控除も今の人的控除もゼロ税率も様々なテクニックがありますということで、同じ平面に並べて考えるという考え方もあるかもしれません。したがって、まずそれぞれの方式の中身について委員の皆様と認識を共有するというのではないかと思います。最初から決めつけることはしないようにしたいと思っています。

○記者

働き方の多様化みたいなお話がかなり実像セッションではあったと思いますが、そのような中で、円高局面の中でミセス・ワタナベのようなものが非常に話題になりましたが、勤労しながら、短時間働いて、家でもトレーダーと言って良いのか分かりませんが、そのようなことを行って所得を得て生計を支えている方はいると思うのですが、そのような方を考えると、二元的所得課税というものは、会長御自身、働き方の多様化に対しては、対応したものかどうかという点を教えていただきたいのですが。

○中里会長

今日、田近委員が二元的所得税というものは北欧の方でキャピタルフライトと言

ますか、資金が外国に逃げていってしまうなど、様々な経済的なバックグラウンドがあって、それに対応するために便宜的な方法としてとられたもので、必ずしもそのような崇高な理念や理論があるということとは少し違うというような説明がありました。北歐の場合にはそのようであるのかもしれませんが。日本の場合にどのようなものであるかは、また考えていかなければいけません。二元的所得税という言葉を使ってしまいかにもデンマーク型、スウェーデン型というものになってしまうのかもしれませんが、そのような呼び名が問題なのではなくて、勤労所得については割と累進税率でいく、資産所得についてはもう少し総合課税から外すことも場合によってはあり得るといふ方向性の指摘だけでもいいのかもしれませんが。まだ決まったわけではないですが、そのような方向で見ていくことが世界各国で行われており、どこでもその二つを分けているようですから、その中身をよく見ていって、日本でもどのようにしたら良いのかということ、その延長線上で考えていくということです。したがって、最初から一定の理論があって、それに当てはめて明確に分けてしまうということではないということです。

働き方が多様化ということは、一人の人が勤労性所得も資産性所得も得ているわけですから、そこを見ていかないといけないということなのでしょう。

○記者

討論の中で税収中立という話が出る一方で、所得税が国際的に見ると税収として少し心もとないのではないかとといった御発言もありましたが、あくまでも税収中立に立っての議論であり、税率の見直しや、課税強化といったことは考えていないということでしょうか。

○中里会長

これは最初にも申し上げましたし、今日も出てきましたが、今回の議論は税収中立的なものです。

○記者

10月5日にマイナンバー制度が始まるのですが、今日の議論でも税額控除や所得控除など様々出てきて、社会保障的な形で使っているようなものにつながっていく議論もあったのではないかと思います。会長は今の時点でマイナンバーの将来の利活用の可能性と言いますか、経緯として見ると、民主党政権のときに給付付き税額控除を導入するという議論が前に進んだという経緯もあって、若干今それは宙に浮いている形になっていると思うのですが、今後所得税の議論でどのようにマイナンバーを使っていけるのかということをお願いします。

○中里会長

番号制度が入るとチェックがしやすくなるということは確かにあるでしょう。例えば一人の子供を夫も妻も両方扶養にしているなどということが、番号制度を入れればすぐ分かります。今でもそれは分かるのですが、番号制度を入れると今より簡単

に分かります。そのようなことはあるのですが、だからといって、番号制度を入れたから所得の金額が自動的に分かるということではないです。例えば事業所得の方に番号制度を入れても、売上げもすべては分かりませんし、経費は法的判断のはなしですからもっと分かりません。番号制度は万能の魔法の杖ではありませんから、それが機能する局面もあるでしょうが、それをもって所得がすべて税務署に分かりやすくなるというようなそれほどのものではないかもしれず、どれくらいのパワーがあるものなのか、今後見ていく必要があるでしょう。

番号制度を入れている国、例えばアメリカは番号制度で所得が全部分かるから国税の職員はゼロかと言ったら、そのようなことはないです。番号制度は過大の期待と言いますか、これは何でも問題を解決してくれるというようなものではないと思います。様々な実態が分かりやすくなる面もあるのかもしれませんが。

ただし、番号制度の活用について常に私たちが頭の中に入れておかなければいけないことは、番号を持つ我々個人にとってそれが便利のように制度を仕組んでいくということなのではないかと思います。

税についても、番号制度を入れた場合にこのようなところが簡単になりますというところが示せば一番良いわけです。我々にとって簡単になるということは役所にとっても簡単になることかもしれませんから、そのようなことを少しずつ見つけていく。そのような努力が必要なのではないでしょうか。一面的に見ないということです。

○記者

その中で、今日も議論に出た消失控除のような方法であると、かなりマイナンバーの使い勝手があるのではないかという意見もあると思いますが、必ずしもそのようではないということですか。

○中里会長

消失控除というものは、所得が高くなると控除の額が減るというものです。したがって、直接番号と関係するかどうかわかりません。

○記者

今の時点であると所得把握がかなり難しいわけですね。事業所得はマイナンバーでは把握できないでしょうが、余り今の時点でマイナンバーをそこでどのようにするかということは考えていないですか。

○中里会長

即座にというわけではないでしょう。ただし、申告書にマイナンバーを入れるのはなぜかという、たとえば、自分が申告するときに配偶者や扶養している子供の番号などを入れることによって、二重の扶養控除などを受けていないということのチェックができるようになります。そのようなところはあるのではないかと思います。

できるところから行っていくというつもりで番号制度の方も運営していくでしょうし、番号制度を入れたら全て世の中が変わるということでもないような気がします。

これは確認したわけではないですが、個人的にはそのように思っています。

○記者

あと一点、今日の委員の方の議論の中でも出たと思いますが、国際比較をどのように捉えるかということですが、給与所得控除が非常に大きいや、違いが顕著であるということは今日の資料からも分かるのですが、かなり歴史的な経緯や政府と社会の関係など、そのようなものも国によって、特に日本の場合にはかなり特有の事情もあるような気がするので、これをどのように捉えれば良いかということはどうにお考えでしょうか。

○中里会長

宮崎委員がおっしゃったように、それぞれの国にはそれぞれの独自の事情があって、それに合わせて租税制度も当然できていくということであると思います。それはそのとおりですが、どの国にも所得税がありますし、どの国にも法人税はありますし、固定資産税もありますということですから、共通の技術、共通の制度はどの国にもあるであろうと思います。その共通性の中で文化や歴史などに合わせてバリエーションが出てくるということではないでしょうか。

したがって、技術の点は世界各国で比較して日本はこのようであるというように見ていくということは良いと思います。日本は所得控除で来ているわけですが、税額控除で行っているところもあるし、消失控除で行っているところもある。ゼロ税率で行っているところもあるというのが、外国の制度を見ると分かってきます。他国の様々な技術、テクニックを理解することによって日本の制度設計をよりフレキシブルなものにできるという点で、外国の税制を見ることは基本的に重要なことであると思っています。

○記者

改めてのことで申し訳ないですが、実像セッションなどをこれまで見てこられる中で、日本の現状と税制のギャップと言いますか、違いというところが明らかになってきたものではないか。だからこそ、そのような中での改革の必要性ということをより認識された部分はあるのではないかと思うのですが、そのような中でどのようなところをポイントとして改革をしていく必要があるのか。その辺りの重要性を改めてお聞かせください。

○中里会長

委員の方々の間で比較的思考方が共有されているとは思いますが、一つは、年齢で輪切りにするということは違うのではないか。高齢者の方の中にも非常に豊かな方もいらっしゃる。働き盛りの方の中にも生活が厳しい方もいらっしゃるということで、年齢だけで輪切りにしない。所得をもう少ししっかりと見て取り扱いを考えていくということ。これは一つのポイントです。

働き方の話ですが、昔は事業所得者と給与所得者という二つの類型があって、両者

は根本的に異なる。給与所得者は源泉徴収と年末調整、事業所得者は確定申告ということで、全然別のもののように思われていたが、どうも最近の状況を見ていると、事業所得者とはされているが、実際は一つのところに雇われているような形態の方もいらっしゃるなど、事業所得者と給与所得者の間の区分はそれほど絶対的なものではないということがとても分かりやすく我々の頭の中に入ってきたと思うのです。

そのときに、今後の税制改革をどのように考えていくか。そのような段階に今、来ているということです。実像の把握でこのようになったから、すぐそれに合わせて変えましょうとはいかない部分もあると思うのですが、変えられるところもあるかもしれませんから、それをこれから議論していくということです。

○記者

今後の日程と言いますか、どれぐらいでまとめるなど、その辺りをお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○中里会長

実像把握を9回も行いましたから、それに合わせた租税制度の構築の議論もある程度の回数が必要になってくるのではないかと思います。時間的な制約もありますが、とにかく我々に課された義務として来年の中期答申がありますから、来年の中期答申に向けて、この秋の適当なタイミングで個人所得課税が中心の論点の整理のようなものを行うほうが良いのではないかと。そのようなことを行いたいと、そのような考えで今はいます。

その時期がいつになるかについては、今の段階ではなかなか申し上げられないですが、その都度議論を重ねながら、プレスの皆様にはありのままを御報告したいと思っています。

○記者

ありがとうございました。

○中里会長

どうもありがとうございました。

[閉会]